平成２６年（フ）第１０１号
北海道登別市新生町２丁目５番地17、前住所
北海道室蘭市八丁平１丁目14番43号
債務者　白川美由紀
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第２４８号
盛岡市下鹿妻字南田３番地
債務者　加藤　洋子
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２６８号
岩手県遠野市上郷町佐比内21地割３番地
債務者　太田　康晴
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２７０号
盛岡市上鹿妻田貝17番地６
債務者　川村　　恵
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第６８号
福島県会津若松市上町６番36号　サファリハイツ３―Ｊ、前住所福島県会津若松市天神町25番43号　大京ハウス103号
債務者　渡部　政勝
1　決定年月日時　平成26年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２６年（フ）第１３３号
群馬県太田市大原町93番地33
債務者　関口商店こと　関口　宏二
1　決定年月日時　平成26年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第２７４号
奈良市西大寺赤田町２丁目１―３　エミエール西大寺401号、住民票上の住所京都府宇治市広野町丸山79番地の２
債務者　丸井　佳奈
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第３０８号
茨城県水戸市双葉台５丁目24番地　市営双葉台住宅２棟１階２号
債務者　粉川真由美（旧姓舘野）
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第６０３号
千葉県八千代市八千代台西10丁目７番11号
債務者　矢畑はるみ
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７３５号
千葉市稲毛区稲毛３丁目14番20号　サニースカイ106号
債務者　若木　　保
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７４１号
千葉県船橋市海神１丁目17番20号　あかね荘102号
債務者　飯高　和彦
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７５０号
千葉県船橋市新高根３丁目23番21号　ベルグラン石井103号
債務者　迎田　　健
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７５１号
千葉県船橋市新高根３丁目23番21号　ベルグラン石井103号
債務者　迎田　恵子（旧姓沢田）
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７５４号
千葉市稲毛区長沼町167番地133
債務者　坪田八重子
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７７６号
千葉県船橋市栄町２丁目７番26―304号
債務者　高橋奈緒子
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７７８号
千葉県船橋市本町５丁目19番１―111号
債務者　竹尾　和信
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１１４号
青森県八戸市小中野７丁目５番11号、前住所
青森県八戸市沼館３丁目４番52号
債務者　磯川ミツ子
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係